

## 福祉共済について

### ご加入に当たっての注意事項

- 告知義務：ご加入の際には、加入申込書兼口座振替依頼書の記載事項に間違いがないか十分にご確認下さい。記載事項が事実と相違している場合には、共済契約が解除されるか（この場合、お支払いいただいた共済掛金も返還できません。）、または共済金をお支払いできないことがあります。特に、被共済者（共済の対象となる方）の満年齢及び加入資格等にご注意下さい。
- 共済加入の解除：加入者及び被共済者（共済の対象となる方）が故意または重大な過失によって事実を隠し、或いは重要な事実を告げずに共済契約を締結した場合には、共済契約が解除されることがあります。
- 共済契約発生前に生じた事故：共済開始日より前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんので、ご注意ください。
- 共済引受者が破綻した場合の取扱：この共済は、共済金支払に備えて十分な対策を講じておりますが、万が一共済引受者である全国商工会連合会が破綻した場合には、共済金等お支払いする金額が一部削減されることがあります。

### ご加入後の注意事項

- 加入者証：加入者証は加入月の末に第1回掛金が引き落とされたことを確認したうえで、共済開始月の翌月中旬以降にお送りいたします。加入者証が届きましたら、ご契約内容をご確認のうえ、紛失しないようご注意ください。
- 通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に商工会に連絡していただく義務）：ご加入後、加入者証の記載内容等に変更が生じた場合、速やかにお近くの商工会にお知らせ下さい。
- 事故の通知：ご加入後、事故が起きた場合、事故の日時、場所、被害者名等を速やかにお近くの商工会にご通知下さい。
- 掛金引落不能の場合の再請求：掛金の引落不能が発生した場合には、翌月に2ヶ月分の金額が引落となります。口座残高にご注意下さい。
- 掛金引落不能による契約取消・解除：初回及び第2回の掛金が引落不能となった場合は、加入月の1日によって契約取消となり、加入成立後に2ヶ月連続で掛金が引落不能となった場合は、最初に払い込みがなされなかった払込期日によって解除となりますのでご注意ください。

### 共済金をお支払いできない主な場合

#### <その1> 以下を原因とするケガ

- 加入者、被共済者（共済の対象となる方）や共済金受取人の故意または重大な過失。●けんかや自殺・犯罪行為。
- 脳疾患、疾病、心神喪失。●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置（共済金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。●戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性。など

#### <その2> 以下の状態にある間に生じたケガ

- 無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中。●ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、ハングライダーなどの危険な運動中。●自動車等の乗用具による競技または試運転等の間。●アルコール依存及び薬物依存。など

#### <その3> 以下の症状または事由

- 他覚症状のないむち打ち症及び腰痛など。

### 疾病入院見舞金をお支払いできない主な場合

#### <その1> 以下を原因とする入院

- 主契約の加入者又は被共済者（共済の対象となる方、以下同じ）の故意又は重大な過失による身体障害。●被共済者に対する刑の執行、又は拘留もしくは入監中に生じた身体障害。●被共済者のアルコール依存及び薬物依存による身体障害。●被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による身体障害。など

#### <その2> 以下の症状または事由

- 被共済者の正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない検査、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの、美容上の処置に伴う入院。
- 入院の原因となった発病の時が、共済契約が有効に成立する前であるとき。など。

## 医療特約について

### ご加入に当たってのご注意

- ・このパンフレットは医療共済及び東京海上日動火災保険株式会社の医療保険（1年契約用）の概要をご紹介します。ご家族などの方もご加入いただく場合は、このパンフレットの内容を被共済者及び被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- ・東京海上日動火災保険株式会社の医療保険の詳細は契約者である全国連にお渡ししている医療保険約款によりますが、ご契約手続き、保険金のお支払条件、その他ご不明の点がございましたら東京海上日動火災保険株式会社または取扱代理店までご照会下さい。
- ・この医療特約には死亡に対する補償及び傷害を被ったことによる入院及び手術に対する補償はありません。
- ・この医療特約では、新規ご加入時に掛かっている病気については共済金及び保険金をお支払いできません。
- ・翌年度以降更改にあたりご加入された方から変更ならびに解約のお申し出または全国連及び保険会社からのご案内がない場合、前年と同じ補償内容で自動継続されます。
- ・掛金は医療保険の保険料も含め月々1000円ですが、共済金及び保険金の支払状況によっては、将来掛金の引き上げまたは1日あたり支給額の引き下げ等を行なう場合があります。
- ・東京海上日動火災保険株式会社の取扱代理店は東京海上日動火災保険株式会社の委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動火災保険株式会社の取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険株式会社と直接契約されたものとなります。

### ご加入後のご注意

- ・ご契約の内容に次のようなことが生じた場合は遅滞なく、全国連、取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社に通知下さい。  
「疾病入院を補償する他の共済契約または保険契約を同一被共済者および被保険者について締結するとき、またはこれらの共済または保険契約があることを知ったとき。」

### 破綻した場合等の取り扱いについて

- ・全国連の医療共済は、共済金支払に備えて十分な対策を講じておりますが、万が一共済引受者である全国連が破綻した場合には、共済金等お支払いする金額が一部削減されることがあります。
- ・東京海上日動火災保険株式会社の経営が破綻した場合などには、同社が引き受けている部分について、保険金、返戻金などの支払いが一定期間凍結されたり、その金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、保険は「損害保険契約者保護機構」などの補償対象となり、保険金、返戻金などは原則として90%まで補償されます。

### 加入申込書記載にあたってのご注意

- ・ご加入の際には、加入申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認下さい。記載事項が事実と相違している場合には共済及び保険契約を解除し（この場合はお支払いした掛金及び保険料も返還できません）、共済金及び保険金をお支払いできないことがあります。特に被共済者及び被保険者の満年齢、健康状態告知、過去の共済金及び保険金請求・受領歴、他の共済契約及び保険契約の有無などにご注意下さい。また、ご加入の際には、告知書の提出が必要となり、過去の病歴や現在の健康状態、年齢などにより契約のご加入をお断りしたり、全国連・東京海上日動火災保険株式会社の提示するお引受条件によってご加入頂くことがあります。
- ・ご加入の際、この保険契約に関し、共済契約者及び被保険者、被共済者及び被保険者または共済金及び保険金受取人（これらの者の代理人を含みます）に詐欺行為があったときは、保険契約は無効となり、すでに払い込まれた掛金及び保険金は返還しません。

### 共済金及び保険金の支払事由に該当した場合のご注意

- ・被共済者及び被保険者が共済金及び保険金の支払事由に該当した場合は、共済契約者及び被保険者、被共済者及び被保険者または共済金及び保険金受取人（これらの者の代理人を含みます。）は、共済金及び保険金の支払事由が生じた日からその日を含めて30日以内に、疾病の内容及び程度などの詳細を全国連に通知しなければなりません。なお、正当な理由がなく通知がない場合は、共済金及び保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。また、共済金及び保険金をご請求頂いた場合、全国連・東京海上日動火災保険株式会社の指定した医師による被共済者及び被保険者の診断などを求めることがあります。

### 共済金及び保険金をお支払いできない主な場合

#### 1. 傷害を被った場合

傷害とは、被共済者及び被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって、被った身体の傷害をいいます。この傷害には有毒ガス・有毒物質を偶然かつ一時に吸入または摂取した時に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、摂取または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

#### 2. 被共済者及び被保険者が以下の事由による身体障害を被った場合

- ① 共済及び保険契約者または被共済者及び被保険者の故意または重大な過失
- ② 共済金及び保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用

- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象または暴動
- ⑥ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ 上記⑤、⑥に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑧ 頸部症候群（むちうち症）、または腰痛でいずれも他覚症状のないもの

ただし、2/⑤/⑦に該当した被共済者及び被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと全国連及び東京海上日動火災保険株式会社が認めたときは、その程度に応じ、共済金および保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

また、共済金及び保険金をご請求頂いた場合、全国連・東京海上日動火災保険株式会社の指定した医師による被共済者及び被保険者の診断などを求めることがあります。

#### 3. アルコール依存および薬物依存による入院

ただし、2/⑤/⑦に該当した被共済者及び被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと全国連及び東京海上日動火災保険株式会社が認めたときは、その程度に応じ、共済金および保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

<引受保険会社>本医療保険についてのお問い合わせ先  
東京海上日動火災保険株式会社広域法人部法人第一課  
住所：東京都千代田区大手町1-5-1大手町ファーストスクエアWEST11階  
電話番号：03-5223-2579

<取扱代理店>  
株式会社ふるさとサービス  
住所：東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館10F  
電話番号：03-3214-5710

2006年8月作成 4900-06-019

<<このパンフレットは全国商工会会員福祉共済の概要をご紹介します。詳細は共済約款等によります。>>

# 商工会

都道府県商工会連合会・全国商工会連合会

お申込・お問い合わせはお近くの商工会へ